

佐賀県総合運動場条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年五月一日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第五十九号

佐賀県総合運動場条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県総合運動場条例(昭和四十四年佐賀県条例第九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の方法)

第二条 条例第四条第三項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定を受けようとする者は、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 法人にあつては、法人登記簿の謄本
- 三 指定管理者指定申請書を提出する直近二事業年度における決算に関する書類
- 四 その他知事が必要と認める書類

(指定の基準)

第三条 指定管理者の指定は、次に掲げる基準に基づき行う。

- 一 佐賀県総合運動場(以下「運動場」という。)の設置目的の確実な実施が見込まれること。
- 二 運動場の施設の平等利用が確保されること。
- 三 前条第一号の事業計画書の内容が、運動場の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

四 当該事業計画書に沿った管理を行う能力を有していること。

(供用の期間及び時間)

第四条 条例第四条第四項に規定する管理の基準(以下「管理の基準」という。)のうち運動場を使用に供する期間及び時間は、別表に定める期間及び時間以上とする。

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、運動場を使用に供する期間及び時間を変更することができる。

3 指定管理者は、前項の規定により運動場を使用に供する期間及び時間を変更するときは、知事に協議しなければならない。

(使用の制限)

第五条 管理の基準のうち指定管理者が運動場の施設の使用を許可しないことができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 運動場の設置の目的に反する使用をするおそれがある場合

二 運動場内の秩序を乱すおそれがある場合

三 運動場の施設又は設備をき損するおそれがある場合

四 集団的又は常習的に暴力的行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合

五 その他管理上必要があると認める場合

2 管理の基準のうち指定管理者が運動場の施設の使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命ずることができるときは、前項各号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合とする。

一 使用許可申請の内容に偽りがあった場合

二 使用の許可を受けた者が、使用目的を変更し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸した場合

三 その他指定管理者の指示に従わない場合

3 指定管理者は、第一項第五号の規定により運動場の施設の使用の制限をし

ようとするときは、知事に協議しなければならない。

(利用料金の承認申請)

第六条 指定管理者は、条例第五条第三項の規定による利用料金の承認を受けようとするときは、利用料金承認申請書(様式)を知事に提出しなければならない。

(事業報告書の提出)

第七条 指定管理者は、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 運動場の管理の業務に関する事業報告書
- 二 決算に関する書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

区分		期間	時間	
陸上競技場		1月4日から12月28日まで	午前8時30分から午後9時まで	
補助競技場		1月4日から12月28日まで	午前8時30分（占用使用の場合は、日の出）から日没まで	
ランニングコース		1月4日から12月28日まで	午前8時30分から午後9時（占用使用の場合は、午後5時）まで	
水泳場	50メートルプール	5月20日から9月10日まで	午前8時30分から午後5時（7月1日から8月31日までの間は、午後7時）まで	
	飛込プール			
	室内プール	冷水期間	5月20日から9月10日まで	午前8時30分から午後5時（7月1日から8月31日までの間は、午後7時）まで
		温水期間	9月20日から12月27日まで及び1月5日から5月10日まで。ただし、月曜日を除く。	午前10時から午後5時まで
庭球場		1月4日から12月28日まで	午前8時30分から日没まで	
球技場		1月4日から12月28日まで	午前8時30分（占用使用の場合は、日の出）から日没まで	
エアライフル射撃場				
ボクシング場				
フェンシング場				
馬術場		1月4日から12月28日まで	午前8時30分（占用使用の場合は、日の出）から日没まで。ただし、馬房については、午前0時から翌日の午前0時まで	
合宿所		1月4日から12月28日まで	午前0時から翌日の午前0時まで	

様式（第6条関係）

利用料金承認申請書

年 月 日

佐賀県知事 様

指定管理者 所在地

名 称

代表者

印

佐賀県総合運動場条例第5条第3項の規定により、次のとおり利用料金の承認を申請します。

- 1 申請する利用料金の金額
- 2 運動場の維持管理に必要な費用
- 3 施設の利用予定者数
- 4 利用料金の減額又は免除を行う場合にあっては、その内容
- 5 実施予定年月日